

企業価値の
評価で補助を
受けたい

承継準備型事業承継補助金

趣旨・目的

第三者への事業売却によって事業承継を考える中小企業において、事業売却に必要な「企業価値の評価」に要する経費の一部を補助します。

対象となる方

以下の3点を満たす者

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- (2) 代表者が満60歳以上の県内中小企業者
- (3) 滋賀県事業承継ネットワーク参加機関と連携して事業計画を策定する者

支援内容

<事業内容>

第三者への事業売却によって事業承継を考える中小企業において、事業売却に必要な「企業価値の評価」に要する経費の一部を補助し、後継者不在に悩む中小企業者に対し、第三者承継の活用を促します。

<助成率>

助成対象経費の2/3

<助成限度額>

30万円

問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 中小企業支援課 活性化推進係 (129ページ No.16)
TEL : 077-528-3733 E-mail : fb00@pref.shiga.lg.jp